



週報

Rotary

大分城西ロータリークラブ

クラブスローガン「クラブを愛しましょう！一緒に 親睦と奉仕を！」

国際ロータリー会長
ステファニー A. アーチック
会長 伊東眞知子 第2720地区ガバナー
幹事 石橋 春明 三村 彰吾
大分第4Gガバナー補佐 佐藤 憲幸
地区スローガン



寛容な心で、ロータリーの未来、そして若者の未来を考えよう。

<四つのテスト> 1. 真実かどうか 2. みんなに公平か 3. 好意と友情を深めるか 4. みんなのためになるかどうか

出席報告	5月 21日				
	会員総数	出席者数	出席率	ゲスト	ビジター
	29 名	19 名	67.86 %	3 名	1 名

事務局 〒870-0021 大分市府内町トキハ会館4階 TEL 097-532-0611 FAX 097-532-8386

例会日 水曜日 12:30~13:30

例会場 ホテル日航大分アシスター

ホームページ <http://oitajosairotaryclub.com>

編集担当	5月	中村智美
	6月	吉岡尚美

Eメール oitajosairc@mist.ocn.ne.jp

2024-2025

第32回例会

5月28日

◆本日のプログラム（5月28日）

12:30	点鐘
	ロータリーソング「四つのテスト」
	ゲスト・ビジターの紹介 伊東眞知子 会長
	会長の時間 伊東眞知子 会長
	出席報告及び幹事報告 石橋春明 幹事
	ロータリー情報 R情報担当委員
	委員会報告 各委員会
	スマイルボックス 会員各自
13:00	クラブ協議会
	「次年度委員会ごとの奉仕計画の協議」

No.1592

青少年奉仕月間

◆今後の例会予定

●6月4日	一宮宜枝様（（同）KEYZ 代表）の卓話
●6月11日	クラブ協議会④次年度奉仕計画の発表
●6月18日	感謝のつどい
●6月25日	定款第7条第1節に基づき例会取りやめ
●7月2日	山本会長・吉岡幹事の挨拶
●7月9日	未定
●職業奉仕3分スピーチ	
本日はありません。	

◆今週のお祝い（5月28日）

●結婚記念日	
	寺崎直史会員 H21年5月30日
●配偶者誕生日	
	眞上 晋会員 久実夫人 6月3日
●会員誕生日	
	仲道俊寿会員 5月30日

◆ゲスト・ビジターの紹介（5月21日）

●ゲスト	高橋淳也様（（同）4 bridge 代表）
	橋爪裕紀子様（ハリビヨリ鍼灸院）
	橋爪 渉様（（社）メディカルウェルネス）
●ビジター	橋本 仁様（大分RC）

◆幹事報告（5月21日）

幹事 石橋春明

- JapanO.K.ローターアクトEクラブ創立総会並びに認証伝達式のご案内が届いております。出席される方は回覧しております登録申込書にご記入をお願い致します。
日時：6月15日（日）11：30～（登録開始11：00）
- 次年度7/2（水）18：30～の大分第4グループ合同ガバナー歓迎懇親会のご案内も再度回覧しておりますので、参加希望の方はお名前のご記入をお願い致します。

◆会長の時間（5月21日）

会長 伊東眞知子

皆さんこんにちは

去年 6月12日に 副会長の時間で 日田の川開きと鵜飼の話をしましたが
あれからもうすぐ一年経ち 又 川開き 山開きの季節がやって参りました。

私も連休に 八王子市の高尾山に登ってきました。娘家族が高尾に住んでいますのでこの5年ほどは毎年登っています。今年は天候があまりよくなくて 富士山は観えませんでしたが 去年は優美な姿を高尾山の頂上から望むことが出来ました。

古来 山は神や靈が宿る神聖な場所として 僧や山伏の修行の場であり 一般の登山は許されていませんでした。 江戸時代になり 信仰で結ばれた人々の集まり「講」が作られると 講中登山が流行し 一定の期間のみ入山の禁が解かれるようになりました。これを「山開き」といいます。時期はそれぞれの山により違いますが 春から初夏にかけて行われるところが多いようです。現在では 登山シーズンの始まりを意味しています。

富士山は毎年 7月1日に山開きを迎えます。富士山の噴火を鎮めたという浅間大神(あさまおおかみ)を祀る静岡県富士宮市の富士山本宮浅間神社(せんげん) では 現在も7月10日に開山祭が行われています。

茶会の掛け軸などにも 山を詠んだものが多くあります。

『遠山無限碧層層』(えんざんかぎりなしへきそうそう)

果てしなく遠い山。山々が幾重にも 緑をなして連なっている。限りなく続く境涯を詠んだもので 今の時期 まさにそのものだと思います。これは禅語の一節です。



左は遠山蒔絵 山中塗りです。まさに 先ほどの掛け軸の世界です。茶の湯にはほかにも季節を表した道具がたくさんあります。

右下は 富士釜と呼ばれる 富士山の形をした釜です。

まだまだ 他にもこの季節 紹介したいものはたくさんあります。

このように 茶の湯の文化は 日本の美しい四季と共に 育まれてきました。

去年の三隈川の鵜飼から始まって 日本の歳時記と共に会長の時間を進めてきましたが あと4回でそれも終了です。毎日 お忙しい皆さんですが 少しの時間 周りを見渡して 季節の移ろいを感じていただけたでしょうか。この美しい日本の四季が これからも損なわれることなく続きますようにと願い そして優美で繊細なこの文化を次の世代に伝承していく様子にこれからも私なりに努力していきたいと思います。



◆ 職業奉仕3分スピーチ

山本真一会員

被保険者、事業主の皆さまへ

2025年4月から「育児時短就業給付金」を創設します

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくなることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務（以下「育児時短就業」という。）した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

1 支給を受けることができる方(受給資格・支給要件)

育児時短就業給付金は、次の①・②の要件を双方満たす方が対象です。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者（注1）であること
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて（注2）、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間（注3）が12か月あること

加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給します。

- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者（注1）である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間と短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付金または介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

2 支給額・支給率

原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。ただし、育児時短就業開始時の賃金水準（注4）を超えないように調整されます。

また、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額（注5）を超える場合は、超えた部分が減額されます。

なお、次の①～③の場合、給付金は支給されません。

- ① 育児休業給付金（裏面参照）に支払われた賃金額が育児時短就業前の賃金水準（注4）と比べて低下しないとき
- ② 支給対象月（裏面参照）に支払われた賃金額が支給限度額（注5）以上であるとき
- ③ 支給額が最低限度額（注6）以下であるとき

（裏面をご覧ください）

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク LL070203保01

3 支給を受けることができる期間(支給対象期間)

給付金は、原則として育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各月（以下「支給対象月」という。）について支給します。

支給対象月のイメージ

3/1～31 4/1～30(支給対象月①) 5/1～31(支給対象月②) 3/1～31(支給対象月③) 4/1～30

育児休業 時短就業 通常就業

4/2 1日 4/21 21日 3/21 21日

4/2 育児休業から復帰と同時に時短就業 3/20 時短就業を終了した日 3/21 時短就業から通常就業に復帰

ただし、以下の①～④の日の属する月までが支給対象期間となります。

- ① 育児時短就業に係る子が2歳に達する日の前日
- ② 産前産後休業、育児休業または介護休業を開始した日の前日
- ③ 育児時短就業に係る子とは別の子を養育するために、育児時短就業を開始した日の前日
- ④ 子の死亡その他の事由により、子を養育しないことになった日

4 申請手続きに関する注意事項

育児時短就業給付金の支給を受けるためには、被保険者を雇用している事業主の方が育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認以及支給申請を行う必要があります。育児時短就業開始時賃金の届出は被保険者の配偶者が、初回の支給申請を行った日の翌日までに提出する必要があります。育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて（注2）、同一の子について育児時短就業を開始した場合は、育児時短就業開始時賃金の届出は不要です。

支給申請は、原則として2ヵ月ごとに（2つの支給対象月について）行うようにしてください。

被保険者が希望する場合は、被保険者の方が自ら支給申請を行うことも可能です。

5 経過措置（2025年4月以前から時短就業をされている方）

2025年4月1日より前から2歳未満の子を養育するために育児時短就業に相当する時短就業を行っている場合は、2025年4月1日から育児時短就業を開始したものとみなして、上記①②の要件や②③の育児時短就業前の賃金水準を確認し、要件を満たす場合は、2025年4月1日以降の各月に支給対象月として支給します。

（注1）雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

（注2）育児時短就業に係る子について育児休業給付の支給を受けている場合であって、当該育児休業給付に係る育児休業期間の末日の翌日（被給付日）から起算して、育児休業を開始した日の前日までの期間が1ヶ月以内のときをいいます。

（注3）賃金支払基準日数が1日以上ある場合は、賃金の支払いの基礎となった時間80時間以上ある）完全月。

（注4）原則として育児時短就業開始前の6か月に支払われた賃金（標準）に支払われた賃金と3ヶ月を超える期間ごとに支払われた賃金を除く）の割合で算定して、2025年7月31日まで、上限額：15,690円、下限額：2,869円、以後毎年8月1日に改定する（注5）に30を乗じて算定します。このうち、育児時短就業給付の対象となる育児休業から引き続きて育児時短就業を開始した場合は、育児休業給付の支給に用いた賃金を算定します。

（注5）支給限度額：45,900円（2025年7月31日までの額、以後毎年8月1日に改定予定。）

（注6）最高限度額：2,293円（2025年7月31日までの額、以後毎年8月1日に改定予定。）

（注7）子供2歳に達する日」とは、2歳の誕生日の前日をいいます。

（注8）同じ月において、子Aの育児時短就業を終り、別の子Bについて育児時短就業を開始した場合、その月は別の子Bの育児時短就業の支給対象月となり、子Aの育児時短就業の前月までが支給対象月となります。

（注9）被保険者の被保険者番号欄と同様、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、この欄を記入することなく、「配偶者の状態」欄に記載いただくこととなります。

（注10）「配偶者の被保険者番号欄」欄

配偶者が雇用保険被保険者であって、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を一定期間（注1）に14日以上取得した場合は、配偶者の被保険者番号欄に欄を記入してください。この場合、配偶者の被保険者の認めた生命保険会社の会員登録の際の会員登録料の支給額を算定する際に、配偶者の被保険者の被保険者番号欄に子が養子でない限り、この欄を記入することなく、「配偶者の状態」欄に記載いただくこととなります。

（注11）「配偶者の育児休業開始年月日」欄

配偶者が雇用保険被保険者である場合を除く）であって、各種法律に基づく育児休業を一定期間（注1）に14日以上取得した場合は、配偶者の被保険者番号欄に欄を記入してください。この場合、配偶者の被保険者の認めた生命保険会社の会員登録の際の会員登録料の支給額を算定する際に、配偶者の被保険者の被保険者番号欄に子が養子でない限り、この欄を記入することなく、「配偶者の状態」欄に記載いただくこととなります。

（注12）「配偶者の小窓」欄

子の出生日の翌日において配偶者の育児休業を要件としない場合に該当する場合は、「配偶者の状態」欄に該当する番号を記入してください。この場合、配偶者の被保険者の被保険者番号欄から支給額を算定する際に、配偶者の被保険者の被保険者番号欄に子が養子でない限り、この欄を記入することなく、「配偶者の状態」欄に記載いただくこととなります。

（注13）支給対象月（裏面参照）

（注14）被保険者の被保険者番号欄

（注15）被保険者の被保険者番号欄

（注16）被保険者の被保険者番号欄

（注17）被保険者の被保険者番号欄

（注18）被保険者の被保険者番号欄

（注19）被保険者の被保険者番号欄

（注20）被保険者の被保険者番号欄

（注21）被保険者の被保険者番号欄

（注22）被保険者の被保険者番号欄

（注23）被保険者の被保険者番号欄

（注24）被保険者の被保険者番号欄

（注25）被保険者の被保険者番号欄

（注26）被保険者の被保険者番号欄

（注27）被保険者の被保険者番号欄

（注28）被保険者の被保険者番号欄

（注29）被保険者の被保険者番号欄

（注30）被保険者の被保険者番号欄

（注31）被保険者の被保険者番号欄

（注32）被保険者の被保険者番号欄

（注33）被保険者の被保険者番号欄

（注34）被保険者の被保険者番号欄

（注35）被保険者の被保険者番号欄

（注36）被保険者の被保険者番号欄

（注37）被保険者の被保険者番号欄

（注38）被保険者の被保険者番号欄

（注39）被保険者の被保険者番号欄

（注40）被保険者の被保険者番号欄

（注41）被保険者の被保険者番号欄

（注42）被保険者の被保険者番号欄

（注43）被保険者の被保険者番号欄

（注44）被保険者の被保険者番号欄

（注45）被保険者の被保険者番号欄

（注46）被保険者の被保険者番号欄

（注47）被保険者の被保険者番号欄

（注48）被保険者の被保険者番号欄

（注49）被保険者の被保険者番号欄

（注50）被保険者の被保険者番号欄

（注51）被保険者の被保険者番号欄

（注52）被保険者の被保険者番号欄

（注53）被保険者の被保険者番号欄

（注54）被保険者の被保険者番号欄

（注55）被保険者の被保険者番号欄

（注56）被保険者の被保険者番号欄

（注57）被保険者の被保険者番号欄

（注58）被保険者の被保険者番号欄

（注59）被保険者の被保険者番号欄

（注60）被保険者の被保険者番号欄

（注61）被保険者の被保険者番号欄

（注62）被保険者の被保険者番号欄

（注63）被保険者の被保険者番号欄

（注64）被保険者の被保険者番号欄

（注65）被保険者の被保険者番号欄

（注66）被保険者の被保険者番号欄

（注67）被保険者の被保険者番号欄

（注68）被保険者の被保険者番号欄

（注69）被保険者の被保険者番号欄

（注70）被保険者の被保険者番号欄

（注71）被保険者の被保険者番号欄

（注72）被保険者の被保険者番号欄

（注73）被保険者の被保険者番号欄

（注74）被保険者の被保険者番号欄

（注75）被保険者の被保険者番号欄

（注76）被保険者の被保険者番号欄

（注77）被保険者の被保険者番号欄

（注78）被保険者の被保険者番号欄

（注79）被保険者の被保険者番号欄

（注80）被保険者の被保険者番号欄

（注81）被保険者の被保険者番号欄

（注82）被保険者の被保険者番号欄

（注83）被保険者の被保険者番号欄

（注84）被保険者の被保険者番号欄

（注85）被保険者の被保険者番号欄

（注86）被保険者の被保険者番号欄

（注87）被保険者の被保険者番号欄

（注88）被保険者の被保険者番号欄

（注89）被保険者の被保険者番号欄

（注90）被保険者の被保険者番号欄

（注91）被保険者の被保険者番号欄

（注92）被保険者の被保険者番号欄

（注93）被保険者の被保険者番号欄

（注94）被保険者の被保険者番号欄

（注95）被保険者の被保険者番号欄

（注96）被保険者の被保険者番号欄

（注97）被保険者の被保険者番号欄

（注98）被保険者の被保険者番号欄

（注99）被保険者の被保険者番号欄

（注100）被保険者の被保険者番号欄

（注101）被保険者の被保険者番号欄

（注102）被保険者の被保険者番号欄

（注103）被保険者の被保険者番号欄

（注104）被保険者の被保険者番号欄

（注105）被保険者の被保険者番号欄

（注106）被保険者の被保険者番号欄

（注107）被保険者の被保険者番号欄

（注108）被保険者の被保険者番号欄

（注109）被保険者の被保険者番号欄

（注110）被保険者の被保険者番号欄

（注111）被保険者の被保険者番号欄

（注112）被保険者の被保険者番号欄

（注113）被保険者の被保険者番号欄

（注114）被保険者の被保険者番号欄

（注115）被保険者の被保険者番号欄

（注116）被保険者の被保険者番号欄

（注117）被保険者の被保険者番号欄

（注118）被保険者の被保険者番号欄

（注119）被保険者の被保険者番号欄

（注120）被保険者の被保険者番号欄

（注121）被保険者の被保険者番号欄

（注122）被保険者の被保険者番号欄

（注123）被保険者の被保険者番号欄

（注124）被保険者の被保険者番号欄

（注125）被保険者の被保険者番号欄

（注126）被保険者の被保険者番号欄

（注127）被保険者の被保険者番号欄

（注128）被保険者の被保険者番号欄

（注129）被保険者の被保険者番号欄

（注130）被保険者の被保険者番号欄

（注131）被保険者の被保険者番号欄

（注132）被保険者の被保険者番号欄

（注133）被保険者の被保険者番号欄

（注134）被保険者の被保険者番号欄

（注135）被保険者の被保険者番号欄

（注136）被保険者の被保険者番号欄

（注137）被保険者の被保険者番号欄

（注138）被保険者の被保険者番号欄

（注139）被保険者の被保険者番号欄

（注140）被保険者の被保険者番号欄

（注141）被保険者の被保険者番号欄

（注142）被保険者の被保険者番号欄

（注143）被保険者の被保険者番号欄

（注144）被保険者の被保険者番号欄

（注145）被保険者の被保険者番号欄

（注146）被保険者の被保険者番号欄

（注147）被保険者の被保険者番号欄

（注148）被保険者の被保険者番号欄

（注149）被保険者の被保険者番号欄

（注150）被保険者の被保険者番号欄

（注151）被保険者の被保険者番号欄

（注152）被保険者の被保険者番号欄

（注153）被保険者の被保険者番号欄

（注154）被保険者の被保険者番号欄

（注155）被保険者の被保険者番号欄

（注156）被保険者の被保険者番号欄

（注157）被保険者の被保険者番号欄

（注158）被保険者の被保険者番号欄

（注159）被保険者の被保険者番号欄

（注160）被保険者の被保険者番号欄

（注161）被保険者の被保険者番号欄

（注162）被保険者の被保険者番号欄

（注163）被保険者の被保険者番号欄

（注164）被保険者の被保険者番号欄

（注165）被保険者の被保険者番号欄

（注166）被保険者の被保険者番号欄

（注167）被保険者の被保険者番号欄

（注168）被保険者の被保険者番号欄

（注169）被保険者の被保険者番号欄

（注170）被保険者の被保険者番号欄

（注171）被保険者の被保険者番号欄

（注172）被保険者の被保険者番号欄

（注173）被保険者の被保険者番号欄

（注174）被保険者の被保険者番号欄

（注175）被保険者の被保険者番号欄

（注176）被保険者の被保険者番号欄

（注177）被保険者の被保険者番号欄

（注178）被保険者の被保険者番号欄

（注179）被保険者の被保険者番号欄

（注180）被保険者の被保険者番号欄

（注181）被保険者の被保険者番号欄

（注182）被保険者の被保険者番号欄

（注183）被保険者の被保険者番号欄

（注184）被保険者の被保険者番号欄

（注185）被保険者の被保険者番号欄

（注186）被保険者の被保険者番号欄

（注187）被保険者の被保険者番号欄

（注188）被保険者の被保険者番号欄

（注189）被保険者の被保険者番号欄

（注190）被保険者の被保険者番号欄

（注191）被保険者の被保険者番号欄

（注192）被保険者の被保険者番号欄

（注193）被保険者の被保険者番号欄

（注194）被保険者の被保険者番号欄

（注195）被保険者の被保険者番号欄

（注196）被保険者の被保険者番号欄

（注197）被保険者の被保険者番号欄

（注198）被保険者の被保険者番号欄

（注199）被保険者の被保険者番号欄

（注200）被保険者の被保険者番号欄

（注201）被保険者の被保険者番号欄

（注202）被保険者の被保険者番号欄

（注203）被保険者の被保険者番号欄

（注204）被保険者の被保険者番号欄

（注205）被保険者の被保険者番号欄

（注206）被保険者の被保険者番号欄

（注207）被保険者の被保険者番号欄

（注208）被保険者の被保険者番号欄

（注209）被保険者の被保険者番号欄

（注210）被保険者の被保険者番号欄

（注211）被保険者の被保険者番号欄

（注212）被保険者の被保険者番号欄

（注213）被保険者の被保険者番号欄

（注214）被保険

About Us

少子高齢化と経済停滞含む、日本の未来の課題を解決する企業です。

◎ Location | 大分市国分新町9-2

◎ Founder | 代表社員 | 高橋淳也

◎ Since | 2023年8月創業

4つのFOR（理由/目的/方向/基準）+架け橋

◎ 社員数 | 4名

◎ Our Services

- ・海外ビジネスマッチング事業
- ・採用コンサルティング事業(RPO)
- ・国内インバウンド事業

合同会社4bridge

事業について

採用コンサルティング事業 (RPO)

- ・WEB求人媒体の代理運用
- ・採用プランニング
- ・採用ベルソナ構築
- ・リクルートビデオ制作
- ・採用に特化した会社説明資料作成
- ・採用HP、LP作成
- ・企業説明会への代理参加/等々…

海外ビジネスマッチング事業

- ・海外OEM先の仲介
- ・現地販路開拓
- ・越境ECコンサルティング
- ・現地法人設立サポート
- ・通訳/翻訳サポート
- ・テストマーケティング
- ・現地視察

国内インバウンド事業

- ・民泊事業
- ・外国人向けビジネスツアー
- ・インバウンド向けSNS代行

採用動画（仕事体験ナビ）

国内インバウンド事業

RPO（採用代行）実績

業種	応募件数	採用件数	採用率
工務店	3ヶ月で19件の応募	3名採用	(大分市)
製造会社	1年で40件の応募	13名採用	(豊後高田市)
不動産営業会社	3ヶ月で8件の応募	3名採用	(大分市)
営業会社	3ヶ月で6件の応募	1名採用	(大分市)
食品加工場	6ヶ月で20件の応募	正社員6名/パート6名採用	(大分市)
警備会社	6ヶ月で23応募	9名の採用	(大分市)
自動車販売会社	4ヶ月で3応募	2名の採用	(大分市)
人材派遣会社	3ヶ月で6応募	2名の採用	(大分市)

その他実績あり

Our partner (VIETNAM)

Heligate
IT development company/Vietnam
<https://heligate.co.jp/>

JÄGER
Furniture manufacturing factory/Vietnam
<https://jager.com.vn/>

THANH DAT GROUP
Real estate investment company/Vietnam
<https://thanhdatgroup.vn/>

VJM
Recruitment agency/Vietnam
<https://vjmhd.com.vn/>

DX LABB
Marketing company/Vietnam
<https://www.dx-labb.com/>

EVITA Architecture
Architecture/Vietnam
https://www.facebook.com/@Evita_architecture/

ベトナムの現状と今後の予想

※GeminiAdvanced Deepresearch2.5pro調べ

01 ベトナムを3つの数字でみてみる

若い労働力と経済成長のポテンシャルを背景に今後大きな変化を遂げる可能性を秘めている。

約1億 人口 (2024年現在)
今後、出生率の低下に伴い、人口増加率は徐々に鈍化していくと予測されます。
2050年頃には0%近辺、あるいはマイナスに転じる可能性も指摘されています。

0.9% 人口増加率
高い経済成長率を維持すると予測されており、今後50年で大幅な成長が見込まれています。

4,600億ドル GDP
世界銀行などの予測では、年平均5~7%程度の成長が続ければ、2075年には数兆ドル規模の経済となる可能性があります。

02 日本も3つの数字でみてみる

低成長と少子高齢化、円安、物価上昇が課題の日本経済はデジタル化で成長を目指すも人口減が重荷となり停滞が懸念される。

約1億2,300万人 人口
現在、日本の人口はベトナムよりも多いですが、今後50年でベトナムの人口が日本を上回る可能性が高くなります。日本は少子高齢化が進み人口減少が続く一方、ベトナムはしばらく人口増加が続くと予測されています。

約 -0.5% 人口増加率
ベトナムは現状プラスの成長ですが、将来的には鈍化し、日本と同様にマイナス成長に転じる可能性があります。

約4兆4,000億ドル GDP
現在、日本のGDPはベトナムを大きく上回っていますが、高い経済成長率を維持できれば、50年後にはベトナムのGDPが日本に匹敵する、あるいは上回る可能性も考えられます。

Credo

- 迅速に / Quickly
- あつく！ / Intensely (熱く/厚く/篤く)
- 柔くあれ！ / Flexible

03 ベトナム経済の現状：驚異的な成長の裏側

01 力強い経済成長
2024年、ベトナム経済は実質GDP成長率7.09%という驚異的な回復を遂げました。2025年第1四半期も6.93%増と、その勢いは衰えていません。

02 國際貿易の活況
輸出入ともに過去最高を更新し、貿易黒字も拡大。米国が最大の輸出先、中国が最大の輸入元です。特に、電子機器の輸出が活発で、米中貿易摩擦下におけるベトナムの役割を示唆しています。

03 記録的なFDI（海外直接投資）
実行額は過去最高を記録。シンガポール、韓国からの投資が目立ち、製造業が中心です。

04 インフレと金融政策
2024年のインフレ率は目標範囲内。2025年初頭はやや上昇傾向も、金融政策は安定維持の見込みです。



04 政治・社会の現状：安定と改革のダイナミズム

01 政治体制と安定性
共産党一党支配体制の下、比較的安定していますが、反汚職キャンペーンや指導部交代など、内部の動きも注視が必要。

02 大規模行政改革
中央省庁の再編が進み、地方行政区の再編も検討中。長期的な効率化が期待される一方、短期的な混乱や手続き遅延のリスクも指摘されています。

03 反汚職キャンペーンの影響
広範囲に及ぶ摘発は、行政手続きの遅延や特定セクターへの打撃、外国企業へのリスク増大といった影響を与えています。



05 今後のベトナムの課題

高齢化
急速な高齢化に対する社会保障制度の貧弱性
ベトナムは経済成長に伴い、出生率の低下と平均寿命の延伸が急速に進んでおり、高齢化社会を迎えています。高齢者人口の増加に対して、社会保障の財源やサービスの提供体制が追いつかず、高齢者の生活や健康を支える上で課題となっています。

教育制度
都市部と農村部の格差
進歩は見られるものの、都市部と地方の格差、質の課題、スキルギャップは依然として存在しており社会全体の発展における不均衡を生んでいる

所得格差
年収平均46～48万円、IT系人材は1,000万円の方もいる
全体的には改善傾向も、地域間、特に農村部での格差が残っています。

06 両国のビジネスの今後について

日本企業のベトナム進出のさらなる深化と多様化
①製造業の高度化と農産業の発展
日本企業はより高度な技術や付加価値を持つ製造業への投資を増やす予想。
②内需市場の開拓
ベトナムの中間層の拡大と消費意欲の向上に伴い、日本の小売、サービス、食品、ヘルスケアなどのニーズがある
③デジタル経済関連ビジネスの拡大
ソフトウェア開発、システムインテグレーション、サイバーセキュリティ、フィンテックなど、幅広い分野で協力・進出の機会が増えます
④環境・エネルギー分野での連携
ベトナムのグリーン成長戦略やネットゼロ目標達成に向け、再生可能エネルギー、省エネルギー技術、廃棄物管理、循環経済などの分野で、日本の技術や経験が求められ、新たなビジネスが生まれる可能性あり

ベトナム企業の対日進出の可能性
①IT分野での協力
コスト競争力と技術力を背景に、日本企業へのオフショア開発やBPOサービス提供が拡大する可能性あり
②特定分野での輸出拡大
ベトナムの中間層の拡大と消費意欲の向上に伴い、日本の小売、サービス、食品、ヘルスケアなどのニーズがある
③特定分野での輸出拡大
農水産品やアパレルなど、ベトナムの強みを持つ分野で、日本市場への輸出が増加する可能性があります
④人材交流の活発化
EPA（経済連携協定）に基づき、医療・介護分野をはじめとする人材交流がさらに進むと予想されます。

XIN CÁM ƠN !